

(社) 神奈川県建築士事務所協会 第2回 設計監理指導委員会 議事録

日 時	平成19年 7月18日(水) 15時00分～	場 所	(社) 神奈川県建築士事務所協会 4 階 会議室
参 加 者 名 出席 8名 欠席 1名	理 事 委 員	・小林副会長 ・棕 委員長 ・増田副委員長 ×青木副委員長 ・清水 煬二 ・島崎 修 ・黒部 光司 ・高橋 司好 ・竹縄 光生	
議題により		○小林担当副会長の挨拶 土法の改正では20年度12月以降より法定団体という大きな目標があり、法定団体となると、設計監理指導委員会の役割が今以上に重くなり会員の指導監督という役目も担うこととなる。棕委員長が(社)日事連のワーキングチーム一員として赴いているので委員長の下に協力ご尽力いただきたい旨の話をされ、又、その後の課題として公益社団法人化についてもかいつまんだ説明がなされた。 ○委嘱状の授与も副会長より委員へ。	
1, 前回の議事録		・前回の議事録の周知と確認 ・委員会名簿の確認・・・メーリングリストを作成しメールにて連絡を取り合うこととする。 ・各委員の自己紹介	
2, 苦情相談の照会		・資料2により苦情相談の5/30より本日までの現状報告を担当した棕委員長より説明。 (No.151～152・153は電話対応処理・154～155はキャンセル) ・調査鑑定業務の結果報告書を提出することを習慣づけたい。 ・各支部で対応の相談件数のデータを纏めて(社)日事連に神奈川県より半期に1度ずつ報告する方向となる。(三尾が担当)	
3, 住宅リフォーム安心診断事業について		・資料3(委員会担当者の処理した報告書)により周知、確認する。 ・別途資料による。神奈川県より記者発表された悪質業者三共メンテナンスについて、掲載記事の説明とそれに伴う意見交換をする。 ・消費生活センターに持ち込まれる案件内容については床下調湿剤・金物・換気扇についての内容が多い。委託事業の件数は今現在15件目位を処理中。 ・消費生活センターの相談員より、建築知識の相談の対応にも応じて欲しいとの事。	
4, 調査鑑定・・・研修会開催について		・調査鑑定業務登録事務所の指定研修会(9月14日開催)について資料4に基づいて検討する。→申込書については巻頭文の修正を小林副委員長に一任し、他の事項については持ち帰り検討してもらい後日委員の意見に従い同様に修正し、棕委員長には弁護士及び県の担当と調整していただき次第を完成させ、案内は8月号の広報誌に同封発送する。	
②建築紛争解決マニュアルについて		・神奈川版を作成したいので時間の都合で各自読んで周知し意見を出すこととする。(櫻井氏作成マニュアル)	
5, 相談業務対応・・・		・8月相談対応日は1日のみの1回とする。その後の担当日は三尾が今年度分を表にして次回委員会に周知するようにする。	
6, その他		・WTのチームリーダーは増田副委員長とし全委員で対応の方向に。 ※次回の委員会開催日は9月5日(水)とする。	
①WT設置について			

(社) 神奈川県建築士事務所協会 第4回 設計監理指導委員会 議事録

日 時	平成 1 9 年 9 月 5 日 (水) 15 時 00 分～	場 所	(社) 神奈川県建築士事務所協会 4 階 会議室
参 加 者 名 出席 7 名 欠席 1 名	理 事 委 員	×小林副会長 ・清水 煬二 ・高橋 司好	・棕 委員長 ・島崎 修 ・竹縄 光生 ・増田副委員長 ×青木副委員長 ・黒部 光司
議題により		○棕委員長及び増田副委員長により議題により進行	
1, 前回の議事録		・ 前回の議事録の周知と確認	
2, 苦情相談の照会		・ 資料 2 により担当した竹縄委員より説明。 (No.156～157) ・ 苦情相談 No.153 の相談者より、相談の結果、良い方向で解決が出てお礼の電話が有ったとの報告がなされた。	
3, 住宅リフォーム安心診断事業について		・ 資料 3 (委員会担当者の処理した報告書) により周知、確認する。 ・ 案件については業者も相談内容も相談者についても同様なものが多いとの見解である。	
4, 調査鑑定・・・研修会開催について		・ 調査鑑定業務登録事務所の指定研修会 (9 月 1 4 日開催) について ① 受講申請者数・・・59 名 登録事務所でまだ申込みの来ていない登録者に F A X で申請を促す事とする。 ② 集合時間・・・12 時 30 分会場 ③ 受付担当・・・竹縄、高橋、島崎 ④ 会場誘導・・・委員全員 ※ 開会挨拶・・・・・・小林副会長 ※ 閉会挨拶・・・・・・上原会長 ※ 司会は増田委員 ・ 懇親会について 参加者は 20 人前後・・・さくら水産を予定している。	
5, その他 ①日事連 WT よりの報告		・ 委員長より決定事項の報告は無いが法定団体になると倫理規程が厳しくなり除名及び資格停止また事務所としての処分等が現実化するであろうとの説明があった。→それに伴い意見交換をする。 ※ 事務所協会の会員をサポートするシステムが必要となる。 →委員長会・理事会へ	
※次回の委員会開催日は 1 0 月 3 日 (水) とする。			

(社) 神奈川県建築士事務所協会 第 5 回 設計監理指導委員会 議事録				
日 時	平成 1 9 年 1 0 月 3 日 (水) 15 時 00 分 ~		場 所	(社) 神奈川県建築士事務所協会 4 階 会議室
参 加 者 名 出席 7 名 欠席 3 名	理 事 委 員	× 小林副会長 ・ 棕 委員長 ・ 増田副委員長 ・ 青木副委員長 ・ 清水 煬二 × 島崎 修 ・ 黒部 光司 ・ 高橋 司好 × 竹縄 光生 ・ 三尾 緑		
議題により 1 , 前回の議事録 2 , 苦情相談の照会 3 , 住宅リフォーム安心 診断事業について 4 , 調査鑑定・・・研修会 開催報告について他 5 , その他 キャンペーン開 催の相談窓口の 対応 (社) 日事連 W T の報告 会員 (建築士) の 相談窓口設置の件		棕委員長より 9 月 1 4 日開催の研修会が盛会裡に終了した事、懇親会に講師の山崎氏・大矢氏も参加いただき、おおいに盛り上がったこと等に関して慰労と謝辞が述べられた。 棕委員長の司会により議題通り進行 ・ 前回の議事録の周知と確認。 ・ 資料 2 により苦情相談対応については 1 件の案件が発生していたが事前に相談者の都合によりキャンセルと為ったため照会報告は無しとなった。 ・ 消費生活センターに持ち込まれる案件が現在は無く診断事業報告も同様である。(プレス発表により摘発業者が出た事に対して悪質業者が、自重気味になっている傾向がうかがえる。) ・ 建築物調査鑑定業務登録者 (8 3 名) 対象指定研修会 「戸建て住宅を巡る建築紛争・・・」研修会開催 (9 / 1 4) 報告 講 師・・・県住宅課 山崎主幹 県消費生活センター 大矢主幹 星野弁護士 委員会委員他 会 場・・・波止場会館 時 間・・・1 3 時 3 0 分から 1 6 時 5 0 分 受講者総数・・・6 4 名 内訳 4 7 名 (登録者会員) 1 7 名 (一般会員) ・ 次回講習会予定日について 平成 2 0 年 2 月初旬を予定 (2 月 5 ・ 6 ・ 7 日のいずれか) 星野弁護士の予定を伺い日程を決定し会場も押さえることとする。 ・ 横須賀ブロック会場 (1 1 月 3 日) ・ 棕 ・ 増田 ・ 青木 ・ 中ブロック会場 (同 上) ・ 黒部 ・ 高橋 ・ 9 月 2 7 日開催の報告を棕委員長よりされる。(資料 - 3 により) 苦情解決業務実施規程 指導委員会設置規程 倫理規程 懲戒規程 上記 4 項目の件に関して概要の説明と神奈川会の設計監理指導委員会にて行ってきたものが、W T への参考となっているものが多いとの話をされた。 ・ 会員 (建築士) をサポートする窓口についてシステムを如何にするか委員の提案を募り高橋委員の企画案について意見交換をした。 次回委員会は 1 1 月 1 3 日 (火) 開催決定		

第 6 回 (社)神奈川県建築士事務所協会 設計監理指導委員会			
日 時	平成 1 9 年 1 1 月 1 3 日 1 5 時 0 0 分 ~ 1 7 時 0 0 分	場 所	社) 神奈川県建築士事務所協会 4 階 会議室
参 加 者 出席 6 名 欠席 3 名 議事録 (三尾)	理 事 × 小林副会長 ・ 棕 委員長 ・ 増田副委員長 ・ 青木副委員長 委 員 ・ 清 水 ・ 島 崎 ・ 黒 部 × 高 橋 × 竹 縄		
議 題	議 事 ・ 決 定 事 項		
議題により 1 . 前回の議事録 2 . 苦情相談の照会 3 . 住宅リフォーム 安心診断事業に ついて 4 . 日事連WTより の報告について	○ 棕委員長より挨拶に始まり議題通りに議事進行する。 ・ 議題が盛り沢山の為、各自で周知及び確認をしてもらうこととする。 ・ 資料 1 により相談案件№ 1 5 9 ~ 1 6 1 の 3 件について、相談対応した増田・黒部・青木委員により相談概要説明及び適宜なアドバイスをしたことについての報告がなされた。 上記 2 件の建物の所在地が県外の相談であった事について質問があり。 ・ 基本的には所在地の各単位会に対応してもらうことが利便的であるとの委員長の回答があり。 ・ 現在 2 件の調査案件がきており、秦野の案件については黒部委員・青木委員が対応、又、横浜の案件については増田委員・桜井さんで対応する方向で進行している報告を受けた。別途終了報告する調査案件は無しであった。 ・ 棕委員長より 11 / 6 及び 11 / 8 の WT 委員会開催報告が資料 2 により下記の事項についてなされる。 指導委員会設置規程モデル 倫理規程モデル ・ 会員に厳しい内容であり懲戒にならないような普及・指導を。 ・ 入会規程等も改正されることにより会員増強はかなり影響が出るであろうが一般市民へのアピール度は上がってくるのでは・・・？ 懲戒規程モデル ・ 懲戒の種類 (倫理委員会より通達) 文書注意 → 戒告 → 退会勧告 → 除名 建築士事務所に対する苦情の解決に係る業務実施規程モデル 上記の事項については 11/27 全国会長会議で報告検討されるものである。 ・ 意見交換で H P の掲示板の類のようなものに相談者に書き込んでもらい公開して意見・回答をしてもらう。 羽賀事務局長のアドバイスで無料のシステム (mixi) を紹介してもらい検討することとする。 ・ 2 0 年度は「建築物調査鑑定登録事務所」の更新ではないので前前年度の予算案とほぼ同様な予算であるが、法改正対応事業活動が発生すると思われる。1 2 月 4 日が締め切りなので再検討する。(資料 - 3) ・ 「建築物等調査・鑑定業務登録事務所」必修研修会に関して 資料—4 開催日程・・・2 月 7 日 (水) 講師の星野弁護士との調整も有り決定 開催場所・・・横浜情報文化センター 講演サブテーマについて検討し案内は会報 1 月号に同封することに。 ・ 日事連への苦情処理業務の経費請求についての報告がされた。(資料—5)		
8 . その他			

(社) 神奈川県建築士事務所協会 第 7 回 設計監理指導委員会 議事録					
日 時		平成 1 9 年 1 2 月 1 9 日 (水) 15 時 00 分 ~		場 所	(社) 神奈川県建築士事務所協会 4 階 会議室
参 加 者 名		理 事		・ 小林副会長 ・ 棕 委員長 ・ 増田副委員長 ・ 青木副委員長	
出席 7 名		委 員		・ 清水 煥二 × 島崎 修 ・ 黒部 光司	
欠席 2 名				× 高橋 司好 ・ 竹縄 光生	
議題により 1 , 前回の議事録 2 , 研修会開催について		○ 小林担当副会長より苦情相談事業及び県よりの委託であるリフォーム安心診断事業活動の対応に対して委員へ労いと謝辞が述べられ、又、次年度以降に新たに増える倫理・懲戒規程をよく理解し宜しく対処して欲しいとの挨拶がなされた。			
		○ 棕委員長の司会により進行。 2 月 7 日開催の研修会及び苦情解決 WT の報告についての事項を先行し、議題の順序を変更し委員会を進めたい旨の説明がなされる。			
		○ 前回の議事録の確認は時間の都合上、各自周知して頂く事とする。			
		○ 「建築物調査・鑑定業務登録事務所」必修研修会開催について案内の内容、配布資料及び進行時間の次第に関して意見交換しながら検討がされた。			
		開 催 日 平成 2 0 年 2 月 7 日 受 付 1 3 : 0 0 開 講 1 3 : 3 0 ~ 会 場 横浜情報文化センター 大研修室 対 象 「建築物調査・鑑定業務登録事務所」の更新及び新規の登録希望する会員及び所員 内 容 建築物の調査の方法・鑑定書の作成について 受 講 料 3 , 0 0 0 円 講 師 星野秀紀弁護士及び設計監理指導委員会委員 受講後、改めて登録希望者を募ることとする。 (登録有効期間は 2 0 年 4 月 1 日 ~ 2 2 年 3 月 3 1 日) 研修会開催案内は広報誌「kanagawa」新年号に同封及び HP に掲載。			
3 , 法改正に伴う苦情解決 WT 委員会報告について		○ 登録業務に際しての意見 ・ 登録者は技術的なものの他に法的なものも求められることを理解しておかななくてはならない。 ・ 報告書の作成及び提出に関しては、本来は提出すべきものであるが、実行されていない為実態の把握が出来ない。 ↓ 今回の登録に際して実態調査をアンケート形式で行う事とする。 アンケート項目 * 苦情相談..... ○ ○ 件 * 内覧会同行..... ○ ○ 件 * 現場調査..... ○ ○ 件 * その他..... ○ ○ 件			
		○ 全国会長会議で提出された法改正に伴う各 WT 委員会の中間報告の資料により棕委員長が説明。 苦情解決に関しては指導委員会の規程をモデルにしているので、			

4,会員をサポートする 窓口の設置に関して 5,苦情相談の照会・・・ 6,住宅リフォーム・・・	神事協は今まで通りの対応で行う。 倫理規程・・・正会員が保持すべき倫理を定めるもの。 懲戒規程に該当する会員に対する調査等を行う。 (建築法令の遵守、業務の誠実な遂行・・・ etc) ・ 倫理委員会の設置 (特別委員会) (定款・細則に関わってくる事項であり理事会で決定されるであろう。) * 倫理規程に反した場合には懲戒規程の対象となる。 ・ 正会員に対して懲戒にならないような指導をする。 ・ 入会規程等に記載することにより、会員増強に影響。 ・ 一般市民へのアピール度は上がる。 懲戒規程・・・正会員が行う業務に係る不正行為及び不適切な行為に厳正に対処する為 ・ 懲戒の種類 * 文書注意 * 戒 告 * 退会勧告 * 除 名 倫理規程に関しては我々に直接関わってくる事になるので十分に読解して意見等を次回の委員会時に申し出るよう促された。 ○ 羽賀事務局長により紹介された mixi についての説明を再度してもらう。 ・ インターネットの掲示板は 8 0 件までで消失するため、違うサイトの mixi を利用することとなった。 ○ 時間の都合上、資料 3 . 資料 4 に基づいて各自で周知確認していただく事となった。 次回委員会開催 1 月 2 4 日 (木) 1 5 : 0 0 ~
--	---

(社) 神奈川県建築士事務所協会 第 8 回 設計監理指導委員会 議事録			
日 時	平成 2 0 年 1 月 2 4 日 (木) 15 時 00 分 ~	場 所	(社) 神奈川県建築士事務所協会 4 階 会議室
参 加 者 名 出席 7 名 欠席 2 名	理 事 委 員	・小林副会長 ・ 棕 委員長 ・ 増田副委員長 ・ 青木副委員長 ・ 清水 煥二 × 島崎 修 ・ 黒部 光司 ・ 高橋 司好 × 竹縄 光生	
・時間の都合により議題 順序を変更して進行 2, 研修会開催について		○ 小林担当副会長より、新春賀詞交歓も盛会裡に終えた事への謝辞と 2 月 7 日の「建築物調査鑑定業務登録」必修研修会に向けて協力して 対応するよう依頼を含めた挨拶がなされた。 ○ 棕委員長の司会により進行。 ○ 「建築物調査・鑑定業務登録事務所」必修研修会開催について 2 月 7 日開催の研修会に講師を務めて戴く星野弁護士にも参加いた だき、研修会内容を重点に意見交換から始まった。 星野弁護士の研修会内容に関して ・過去の研修会にさまざまなテーマを提供したが、講義のテ マを一貫性のあるものでシリーズ化して継続開催するのも望 ましいのではないか？との提案があった。 今回の弁護士の研修会のテーマを「瑕疵の判断基準について」 で講義していただく事となった。 次回の研修会(勉強会 7 月 or 8 月開催予定)には視点を変えた 「瑕疵の判断基準について (法律の瑕疵、契約書の瑕疵)」を 講義テーマにとのご意見があった。 研修会の次第及び申請書の再チェック ・時間の配分 ・登録申請期間(平成 2 0 年 2 月 2 9 日迄で統一する) ・登録申請書内容(建築物等調査の過去 2 年間の実績についての 4 項目を追加する) 配布資料の確認 ・すべての配布資料をファイルに綴じる。 当日の集合時間の確認 ・横浜情報文化センターに 1 2 : 3 0 集合とする。	
3 , 法改正に伴う苦情解 決 WT 委員会報告に ついて		○ 「苦情の解決業務対応 WT」の中間報告を資料を基に、それぞれ前委 員会の宿題課題であった事項の検討結果を意見交換する。 倫理委員会設置規程モデルについて 懲戒規程モデルについて ・上記の意見・質問に関して棕委員長より説明報告がなされた。	
前委員会議事録及び 議題 4 , に関して		○ 前回の議事録の苦情相談の照会等の確認は時間の都合上、各自周知 して頂く事とする。 次回委員会開催日については 2 月 7 日の研修会開催日に 検討して決定することとする。	

--	--

(社) 神奈川県建築士事務所協会 第 9 回 設計監理指導委員会 議事録				
日 時	平成 2 0 年 3 月 4 日 (火) 15 時 00 分 ~		場 所	(社) 神奈川県建築士事務所協会 4 階 会議室
参 加 者 名 出席 7 名 欠席 2 名	理 事 委 員	・ 小林副会長 ・ 棕 委員長 ・ 増田副委員長 ・ 青木副委員長 ・ 清水 煥二 × 島崎 修 ・ 黒部 光司 ・ 高橋 司好 × 竹縄 光生		
議題により (若干順不同での進行もあり)		○ 小林担当副会長より研修会が盛会裏に終了した事への感謝の言葉と、3月19日には予算総会が予定されている。当委員会は苦情解決 WT の問題及びリフォーム安心診断事業等の対応へ向けて、委員会の委員の皆さんへますますの協力をお願いしたい旨の挨拶がなされた。		
1 , 前委員会の議事録について		○ 前回の議事録 (資料— 1) を基に三尾事務局担当より概要の説明があり、周知確認をする。		
2 , 研修会開催報告及び登録申請現状報告について		○ 建築物等調査鑑定研修会開催結果について事務局担当三尾より報告 ・ 研修会受講申請人数・ 9 2 名 ・ 受講者人数…………… 8 9 名 ・ 現在登録申請人数… 6 6 名 ・ 6 6 名の登録のうち 1 0 名が現在新規で登録を申請。 新規申請者に名簿登載する上での問題点の有無のチェックを資料— 3 を基に検討する。 (2 社の事務所の名称に関して県の登録を再確認する必要性が生じる。) 本日現在までの未登録受講者に対して電話等で登録申請を促す事とし、名簿作成後 3 月 1 3 日の委員長会及び 4 月の理事会に報告する。		
3 , 苦情相談の照会		○ 本日までの現状報告については資料 - 4 により各自で確認周知の事とする。苦情相談№ 166 { 資料添付 } については明日 (5/3) 増田委員及び青木委員に対応いただき、次回の委員会でその結果を報告する。		
4 , 住宅リフォーム安心診断事業について		○ 資料 - 5 に基づいて、県西支部の芝さん及び竹縄委員の対応した報告を確認する。		
		別途事業についての質疑応答他 黒部委員より別途住宅リフォーム安心診断事業に関して ・ リフォーム安心診断事業に直接関係ない調査依頼 (シックハウス) 等についての対応をこの事業に持ち込まれては。 …………… → 拒否し県の住宅課へ申し出る事とする。 ・ 床下調査の際に白蟻駆除をしてそれ程時間経過していない場合があり、調査員の人体に影響をおよぼす場合があるので注意が必要との報告があった。 …… 相談者に直接聴く。 ファイバースコープを使用。 …………… → 県の住宅課へ申し出る事とする。 案件によっては調査等にかなりの時間を費やしている。 この事を踏まえ県よりの委託費用に関して配慮が欲しい。 …………… → 県の住宅課申し出て交渉する事とする。 消費生活センターの担当との意見交換の時間を設けて欲しいとの意見が出る (…………… の事項 …………… → は三杉専務の回答。)		

5 , 法改正に伴う苦情解決 WT の報告について	○長野会作成の資料 2 - 1 ~ 7 のものについて討議をした。 ・協会が対応する今後の苦情解決業務について、マニュアル作成時の参考になるため検討して欲しいとの説明があった。 ・倫理規程、懲戒規程に関しても討議をする。
6 , 住宅リフォーム安心診断事業の対応について	○三杉専務理事より 県よりの委託の住宅リフォーム安心診断事業対応業務への協力に 対しての謝辞及び次年度についても県では継続して事業を委託し たい旨の意向があるとの説明がなされた。 2 月 1 3 日に住宅リフォーム安心診断事業の対応の際に発生した FAX の誤送信で個人情報の漏洩が発生し、新聞に報道され県及び 相手方へ事故報告及び詫言状を提出したことの報告がなされた。 又、改めて今後の対応方法についての注意事項及び県との書類対 応時の変更説明が資料— 6 に基づきなされた。 次回委員会の開催は 平成 2 0 年 4 月 9 日(水) 1 5 : 0 0 ~ に決定。

(社) 神奈川県建築士事務所協会 第 1 0 回 設計監理指導委員会 議事録				
日 時	平成 2 0 年 4 月 9 日 (水) 15 時 00 分 ~		場 所	(社) 神奈川県建築士事務所協会 4 階 会議室
参 加 者 名 出 席 6 名 欠 席 3 名	理 事 委 員	× 小林副会長 ・ 棕 委員長 ・ 増田副委員長 ・ 青木副委員長 ・ 清水 煥二 × 島崎 修 ・ 黒部 光司 × 高橋 司好 ・ 竹縄 光生		
議題により 1 , 前回の議事録に ついて 2 , 住宅リフォーム安心 診断事業の対応 について 3 「建築物調査鑑定登録 事務所」研修会 について		○ 棕委員長の司会により進行 ○ 資料 - 1 の前委員会の議事録にて三尾事務局担当より概要の説明があり、確認をする。 ○ 事務局担当磯部職員より資料 - 2 を基に説明。 ・ 県より 20 年度も事業を継続して欲しいとの要望があり、契約を交わし昨年度同様当委員会にて業務を行う事となったため協力して欲しいとの依頼があった。 ・ 委託診断事業に関する申請書類等の確認をする。 F A X 誤送信による個人情報の漏洩等の再発防止の観点から担当者へは従来の F A X 送信は避け郵送にて行い担当者間の伝達はメールで行って貰う。 前委員会開催時に「防蟻等駆除対策の有無」の項目を挿入して欲しいとの要望に関しては申請書の項目に追加されたとの報告がなされた。 業務受託料に関しての要望については若干(現在案件 1 件につき 7 万円が 8 万円に)ではあるが更新されたとの報告がされた。 資料— 2 の P 1 4 ~ 1 5 の「住宅リフォーム安心診断事業実施マニュアル」は新規に作成されたものであるから、各自熟読し再度確認をして業務を遂行するよう要望された。 ○ 今期の調査鑑定登録申請者を対象とした研修会 (勉強会) と追加登録希望者対応研修会の開催に向けて討議する。 A) 今期登録申請者対象向け 開催時期 …… 7 月中旬(22 日の週のいずれか星野弁護士の日程調整し決定する) 開催場所 …… 技能文化会館又は開港記念会館のいずれかに。 講義内容 …… 消費者から見た弁護士さんが望む建築士とは。住宅瑕疵担保と賠償責任に関して。 次回の委員会で具体的な講義内容・タイムスケジュール等決し案内を出せる状態にする。 B) 追加登録希望者対象 開催時期 …… 12 月初旬開催で検討する。 については 9 月・10 月になって委員会で検討。		

4 , 苦情相談の照会	○委員会当日(4 / 9)相談対応№167 及び№168 について担当した黒部・清水委員と棕委員長より相談内容の説明とそれの対応処理方法が説明報告された。
5 , 日事連 WT 委員会 報告について	○苦情解決業務対応 WT より提出報告の資料—4「中間報告に対して単位会の意見と WT の回答」は、各自参考となる為、読んでいて欲しいとの要望があり。
6 , その他	○苦情処理業務の 19 年度下半期の経費請求(別途配布資料) を日事連へ提出したことの報告がなされる。 ○「住宅の瑕疵担保履行法」に関して棕委員長より時間を取って説明がなされ討議をした。 次回委員会開催は 5 月 1 3 日(火) 1 5 : 0 0 ~ 当日を苦情相談対応日に当てる事に決定。 担当は 5 月 7 日の担当予定者の高橋委員・島崎委員に依頼する。

--	--

(社) 神奈川県建築士事務所協会 第 1 1 回 設計監理指導委員会 議事録			
日 時	平成 2 0 年 5 月 1 3 日 (火) 15 時 00 分 ~	場 所	(社) 神奈川県建築士事務所協会 4 階 会議室
参 加 者 名 出 席 7 名 欠 席 2 名	理 事 委 員	× 小林副会長 ・ 棕 委員長 ・ 増田副委員長 ・ 青木副委員長 ・ 清水 煥二 × 島崎 修 ・ 黒部 光司 ・ 高橋 司好 ・ 竹縄 光生	
議題により 1 , 前回の議事録について 2 , 住宅リフォーム安心診断事業について 3 , 『建築物調査鑑定登録事務所』研修会について		○ 棕委員長の司会により進行 ○ 資料 - 1 の前委員会の議事録を基に三尾事務局担当より概要の説明があり、確認をする。 ○ 2 0 年度になって案件が上がっていない為、報告事項はなかった。 ○ 資料— 2 の研修会の案内及び研修会次第を基に、討議をする。 ・ 案内タイトル・・・「建築士の法的責任について」を研修会タイトルとして案内に掲載する事となった。 ・ 開催日時・・・・平成 2 0 年 7 月 2 5 日 (金) 受付 1 3 : 0 0 ~ 開会 1 3 : 3 0 ~ 終了 1 6 : 5 0 (予定) ・ 開催会場・・・・横浜市技能文化会館 (多目的ホール) ・ 講義内容・・・・建築紛争のための法律実務について 建築士の法的責任について 住宅リフォーム安心診断事業に関して ・ 講 師・・・・星野弁護士 ・ 神奈川県土整備部職員 設計監理指導委員会委員 ・ 対 象・・・・「建築物調査鑑定事務所」の登録者及び当協会 会員及び所員 ・ 研修会費・・・・1 名 1 , 0 0 0 円 ・ テキスト・・・・「建築士の法的責任と注意義務」 (新日本法規出版) テキストに関しては今年度登録申請された方々には、参考図書として配布済みである為、当日に必ず持参いただく旨を案内に記載する。 講習会次第については時間行程を、昨年開催の研修会次第を参考に講義内容を検討しながら時間配分を決定。研修会案内及び次第は後日、三尾がメールにて各委員へ送付し確認を取る方向へ。 (講義内容については後述の増田・黒部両委員のセミナー受講の項目も検討予定であり変更の可能性もあり。 次回の委員会には研修会の詳細部分の打合せを星野弁護士に参加いただき講義内容の充実を図る予定となっている。 ○ 棕委員長が相談 № 1 6 8 の案件について、2 度目のアドバイスをされた。 ○ 5 月 1 5 日が WT 委員会の開催のため報告項目はなかった。 ○ 「住宅建築トラブルの実践的対処方法」の受講に関しては、増田・黒部委員に受講いただき、今後の委員会 (研修会) に生かしてもらう。	
4 , 苦情相談の照会、及び相談に関して 5 , 日事連決 WT の報告について 6 , 実務家支援セミナーの受講について		次回の委員会開催は 6 月 1 1 日 (水) に決定	

第 1 2 回 (社)神奈川県建築士事務所協会			設計監理指導委員会	
日 時	平成 2 0 年 6 月 1 1 日(水) 1 5 時 0 0 分 ~ 1 7 時 0 0 分	場 所	(社)神奈川県建築士事務所協会 4 階 会議室	
参 加 者 出席 8 名 欠席 1 名		理 事 ・ 小林副会長 ・ 棕 委員長 ・ 増田副委員長 × 青木副委員長 委 員 ・ 清水 煥二 ・ 島崎 修 ・ 黒部 光司 ・ 高橋 司好 ・ 竹縄 光生 特別参加 星野秀紀弁護士		
議 題		議 事 ・ 決 定 事 項		
議題により		棕委員長の司会により進行		
前回の議事録について		・ 時間の都合により、各自資料— 1 にて確認することとする。		
住宅リフォーム 安心診断事業について		・ 案件が 1 件上がり、棕委員長及び清水委員が処理中である。		
「建築物等調査・ 鑑定業務登録事務所」必修研修会について		・ 星野弁護士を迎え研修会の講義内容及び研修会次第等の最終調整をする。 講義内容を再検討 「住宅リフォーム安心診断事業について」 「建築士の法的責任について」 「建築紛争に関して」 上記を主たる講義とし、「建築士の法的責任について」を星野弁護士と会場とのディスカッション形式で棕委員長及び司会担当の清水委員が仲介し、 論議する時間を設定する事と決まった。 → ・ 研修会案内より「請負契約を巡る紛争解決のための実務当について」の講義を省き案内及び研修会次第も変更する。 研修会案内は、理事会資料として提出、会員には 7 月号の会報発送時に同封、又、HP に掲載することとする。		
苦情相談の照会、 申込み及び相談状況について		・ 苦情相談件数 5 / 1 3 ~ 6 / 1 1 まで 4 件(№169 ~ 172)を受付る。 5 / 1 3 1 件電話にて他機関を紹介 6 / 9 1 件キャンセルとなる。 6 / 1 1 2 件相談対応。		
日事連WT 報告について		・ WT 委員会より新たに報告する事項は無いとの事であった。		
		次回委員会開催日は 7 月 9 日 (水) 1 5 : 0 0 ~ 地下会議室にて		

.第 13 回 (社)神奈川県建築士事務所協会 設計監理指導委員会			
日 時	平成 20 年 9 月 3 日(水) 15 時 00 分 ~ 17 時 45 分	場 所	(社)神奈川県建築士事務所協会 4 階 会議室
参 加 者 出席 8 名 欠席 1 名	理 事 ・ 小林副会長 ・ 棕 委員長 ・ 増田副委員長 ・ 青木副委員長 委 員 ・ 清水 煬二 ・ 島崎 修 ・ 黒部 光司 ・ 高橋 司好 × 竹縄 光生		
[議 題	議 事 ・ 決 定 事 項		
1 . 前回の議事録・・・ 2 . 苦情相談の照会 申込み・・・ 3 . 「「 建築士の法責 任 」研修会報告・・ 4 . 日事連 WT の報 告	棕委員長の司会により進行 ・ 小林副会長より挨拶 ○ 「管理建築士資格取得講習会の申請受付対応」についての依頼があり。 ・ 9 月 16 日・・・高橋委員 黒部委員 } 時間の都合により自己で確認のこと ○ 改正建築士法による法定団体が実施する苦情解決業務実施にあたって ・ 指導委員会設置規程、倫理委員会設置規程、倫理規程、懲戒規程について日事連 WT のモデルを参考に神事協案を検討する。(別紙) ○ 森林循環フェアの建築の苦情相談対応相談員の派遣について 11 月 14 日 増田 務 黒部 光司 11 月 15 日 棕 茂廣 島崎 修 11 月 16 日 青木 徳幸 高橋 好司 次回委員会開催日は 10 月 15 日(水) 15 : 00 ~		

第 1 4 回 (社)神奈川県建築士事務所協会 設計監理指導委員会			
日 時	平成 2 0 年 1 0 月 1 5 日(水) 1 5 時 0 0 分 ~ 1 7 時 0 0 分	場 所	(社)神奈川県建築士事務所協会 地下 会議室
参 加 者 出席 名 欠席 名	理 事 ×小林副会長 ・ 棕 委員長 ×増田副委員長 ・ 青木副委員長 委 員 ・ 清水 煥二 ・ 島崎 修 ・ 黒部 光司 ・ 高橋 司好 ×竹縄 光生 特別参加 三杉専務理事		
議 題	議 事 ・ 決 定 事 項		
議題により	棕委員長の司会進行により		
1 . 前回の議事録	○前委員会の議事録(別紙分)の指導委員会規程、倫理委員会設置規程、倫理規程、懲戒規程に関して再度検討しながら修正をした。 ↓ ↓ 別紙検討結果参照		
2 . 日事連WTの報告	○改正建築士法による法定団体が実施する苦情の解決業務実施にあたって ・三杉専務理事が参加され、建築士事務所業務に対する苦情の解決に係る業務実施規定モデルについて、定款・細則の絡みがあるため日事連規程モデルを照合しながら検討した。 ↓ ↓ 別紙検討結果参照 平成 2 1 年 1 月 5 日より施行となるため、1 1 月 1 3 日の法改正対応特別委員会において確認検討をし、1 2 月の理事会に諮ることとする。		
3 . 苦情相談の照会、申込及び相談状況について	○時間の都合上各自で周知確認のこと。		
4 . 次年度の事業計画について	○委員会事業として活動したい事業・協会で活動してもらいたい事業等について意見交換をする。 ・苦情相談コーナーの相談所の常設と相談員をおく。 ・会員と建築主のトラブルの相談が出来るコーナーが欲しい。 ・建築関係や建築トラブルの凡例等、参考図書が閲覧出来るコーナーを設置するのは・・・。 今月中に棕委員長に今後委員会としての事業要望等が有れば提案するよう促された。		
5 . その他	○建築士事務所キャンペーン事業への協力依頼 ・県央ブロック主催の建築士事務所キャンペーン事業の建築相談対応の手伝いに関して 1 1 月 8 日 黒部光司委員 1 1 月 9 日 清水煥二委員 次回委員会開催 1 1 月 4 日 (火) 1 5 : 0 0 から		

第 15 回 (社)神奈川県建築士事務所協会 設計監理指導委員会			
日 時	平成 20 年 11 月 4 日(火) 15 時 00 分 ~ 17 時 00 分	場 所	(社)神奈川県建築士事務所協会 4 階 会議室
参 加 者 出席 7 名 欠席 2 名	理 事 ・ 小林副会長 ・ 棕 委員長 ・ 増田副委員長 ・ 青木副委員長 委 員 × 清水 煥二 ・ 島崎 修 ・ 黒部 光司 ・ 高橋 司好 × 竹縄 光生		
議 題	議 事 ・ 決 定 事 項		
議題により	棕委員長の司会進行により		
1 . 前 回 の 議 事 録 等々に関して	○ 議題 1 , 3 , 5 である前回の議事録, 苦情相談の照会、申込及び相談状況について、又、指定法人業務経費請求報告については、本日の重要議題(議題 2)を先行し検討時間を多く取りたい為、各自で周知確認してもらう事とした。		
2 . 日事連 W T の 報告	○ 改正建築士法による法定団体が実施する苦情の解決業務実施にあたって ・ 10 月 15 日開催の前委員会の検討結果について更に再検討した。 ↓ ↓ 別紙検討結果参照(添付資料) 平成 21 年 1 月 5 日より施行となるため、11 月 13 日の法改正対応特別委員会において別紙検討結果を提出し、12 月の理事会に諮ることとする。		
4 . 「建築物調査鑑定業務登録事務所」研修会開催に向けて	○ 開催日程に関しては、星野弁護士との調整で決定し、それに準じて開催会場を確保することとする。 ・ 2 月初旬を予定 ・ 法改正及び法定団体化に伴う建築士の業務と責任・等々をテーマに ・ 横浜市開港記念会館又は技能文化を予約予定 ■ 次回委員会開催は 12 月 4 日(木)15:00 ~ 終了後は忘年会を開催する予定		

.第 1 6 回 (社)神奈川県建築士事務所協会			設計監理指導委員会	
日 時	平成 2 0 年 1 2 月 4 日(木) 1 5 時 0 0 分 ~ 1 7 時 2 5 分		場 所	(社)神奈川県建築士事務所協会 2 階 会議室
参 加 者 出席 8 名 欠席 1 名		理 事 × 小林副会長 ・ 椋 委員長 ・ 増田副委員長 ・ 青木副委員長 委 員 ・ 清水 煥二 × 島崎 修 ・ 黒部 光司 × 高橋 司好 ・ 竹縄 光生		
議 題		議 事 ・ 決 定 事 項		
1 . 研修会開催に向けて		椋委員長の司会により進行 ○ 研修会開催に向けて送付案内及び次第について資料 - 1 に基づき討議した。 (A) 送付案内の検討 開催日時 平成 2 1 年 2 月 3 日 (火) 受付 13:00 ~ 開講 13:30 ~ 開催場所 横浜市開港記念会館 1 号室 講 師 星野弁護士 神奈川県住宅課山崎氏 指導委員会委員 講義内容 建築士の責務について 住宅リフォーム安心診断事業について 建築物の調査鑑定について 対 象 「建築物等調査・鑑定業務登録事務所」の登録者・会員及び所員・会員外 (定員 100 名) C P D 及び当協会会員ポイント対象講習会 受 講 料 会員・・・2,100 円 会員外・・・3,150 円 申込方法 申込書に振込済み票を貼付し FAX にて送信してもらい、確認後、受講券を FAX にて返信する。 「建築物等調査・鑑定業務登録事務所」の追加登録講習会でもある。 (B) 講義内容に准じて担当とその時間帯を確認しながら次第について検討する。 星野弁護士、県住宅課山崎氏へ講師依頼に上記を添えて提出し、また会員への案内周知は 1 月の会報誌発送時に同送することとする。		
2 . 次年度の事業計画に伴う予算案に関して		○ 11 / 末に総財務委員会に椋委員長より提出の資料 - 2 の事業計画案に基づき、予算額を入れたものについての説明があり、周知確認を促された。		
3 . 苦情相談の対応と照会について		○ 苦情相談№179 について対応した増田・黒部委員より結果についての報告がされた。		
4 . 法改正対応特別委員会報告		○ 前委員会にて検討した指導委員会実施規程を法改正対応特別委員会へ提出、改められた部分 (倫理規程・懲戒規程の会員を正会員へ他一部修正) についての説明報告が椋委員長よりなされた。		
5 . その他		○ 前委員会議事録の確認等については、時間の都合により自己で確認してもらうこととなった。		
次回委員会開催日は 1 月 13 日 (火) 1 5 : 0 0 ~				

第 17 回 (社)神奈川県建築士事務所協会 設計監理指導委員会			
日 時	平成 21 年 1 月 13 日(火) 15 時 00 分 ~ 17 時 00 分	場 所	(社)神奈川県建築士事務所協会 2 階 会議室
参 加 者 出席 4 名 欠席 5 名	理 事 × 小林副会長 ・ 棕 委員長 ・ 増田副委員長 ・ 青木副委員長 委 員 × 清水 煥二 ・ 島崎 修 × 黒部 光司 × 高橋 司好 × 竹縄 光生		
議 題	議 事 ・ 決 定 事 項		
1 . 研修会開催について	棕委員長の司会により進行 ・ 研修会開催について資料— 1 に基づいて確認することとする。 開催日時 平成 21 年 2 月 3 日(火) 13 : 00 受付 13 : 30 開講 開催会場 横浜市開港記念会館 1 号室 講義内容 「住宅リフォーム安心診断事業について」 「建築士の法的責任について」 「建築紛争に関して」 講 師 星野弁護士 神奈川県県土整備部住宅課山崎主幹 設計管理指導委員会委員 対象者 事務所協会会員及び所員 一般 受講料 会員 2 , 100 円 一般 3 , 150 円 次第についても前委員会で討議し決定した事項について再確認をする。 研修会当日は会場に 12 : 30 に集合し受付及び会場の誘導等を行う。 又、受付業務は一般受講者と会員受講者の受付を別別に設け会員ポイント制をアピールする。		
2 . 苦情解決業務の実施について	・ 苦情解決実施についての業務経費については、12 月 10 日の委員長会において提出した次年度予算案について討議され、修正がなされた。 修正委員経費 10 , 000 円 + 実費交通費 毎週水曜日 13 : 30 ~ 16 : 30 月に 4 回委員 2 名で担当対応 苦情対応の相談担当割について再修正し後日報告することとする。		
3 . HP の苦情に関するのページのリニューアルについて	・ 1 月 5 日より法定法人となり「苦情解決業務」の実施が義務化されたことに伴い、現状の HP のお知らせ(トップページ)について改定案(資料— 3)に基づいて討議し、近々に修正し HP に掲載することとする。		
4 . 苦情相談の照会、申込及び相談状況について	・ 資料 - 4 に基づいて相談の対応をした青木委員、増田委員により相談対応の概要説明と結果について報告がされた。 苦情解決業務の実施対応時に電話相談も発生し、対応することとなるが、その場で解決しない事項については苦情の申し込書を提出してもらい、次回以降の相談日に対応することとする。 次回の委員会開催は 2 月 3 日(講習会開催日)を該当日とする。		

第 20 回 (社)神奈川県建築士事務所協会 設計監理指導委員会			
日 時	平成 21 年 4 月 8 日 (水) 15 時 00 分 ～18 時 00 分	場 所	(社) 神奈川県建築士事務所協会 会議室
参 加 者 出席 7 名 欠席 2 名 議事録 (野口)	・小林副会長 ・棕委員長 ・増田副委員長 ×青木副委員長 ・清水 ×島崎 ・黒部 ・高橋 ・竹縄 事務局：三尾、野口		
議 題	議 事・決 定 事 項		
1. 小林副会長 挨拶	まもなく各ブロックにおいて役員改選等が行われるが、当委員会は知識・経験が必要な業務であるので、年度が変わった後も引き続きご協力をお願い致します。		
2. 苦情解決業務 について	① 前回の委員会 (3/11) 以降の対応件数は 8 件。 県や消費生活センターから振られてくるケースも多々あり、電話・面談ともに全体的に増加傾向にある。 ② 日事連からの通達で、苦情解決業務実施報告時の提出書類が変更となった。今後は苦情解決業務台帳と苦情の解決業務実施報告 (個別レポート) の 2 点が必要となる。 ③ 3/13 に作成されたシフトで今のところ変更はなし。 ただし 5/27 は決算総会があるためその週の苦情相談業務は中止。		
3. 次年度の委員会活動 について	2 名増員し 10 名にする予定。但し、支部長からの推薦が必要なので 4/23 期限の支部長推薦にて 8 名が揃った時点で棕委員長を中心に 2 名の増員計画を図る。		
4. 次回の研修会 について	年度内中間の研修会なので専門的な内容にする。 【開催日】 平成 21 年 7 月 23 日 (木) 横浜市開港記念会館 (予定) 【内容】 建築物の現場調査のポイント、立ち退きに関する朽廃など。 【その他】 ・受講申込者増につなげるため、他の団体等にも (横浜弁護士会など) 申込書を配布する。 ・建築士以外の受講者も参加できるよう受講申込書を修正する。 ・研修会で講師を務めていただく星野顧問弁護士には 6 月の設監委員会に打合せも兼ね参加していただく。		
5. その他	・委員会と苦情解決業務の開催日について 現状通り委員会と苦情解決業務の開催は共に水曜日とする。 苦情解決業務について水曜日が祝日にあたる場合は中止とする。 ・調査鑑定名簿 (追加改訂版) について 平成 21 年 4 月 1 日より新たに 5 社が追加された。 各委員にて行政等の関係機関へ持参願います。 ☆次回委員会開催日 5 月 13 日 (水) 15 : 00～		

第 21 回 (社)神奈川県建築士事務所協会 設計監理指導委員会			
日 時	平成 21 年 5 月 13 日 (水) 15 時 00 分 ~ 18 時 00 分		場 所 (社) 神奈川県建築士事務所協会 会議室
参 加 者 出席 8 名 欠席 1 名 議事録 (野口)	・小林副会長 ・椋委員長 ・増田副委員長 ・青木副委員長 ・清水 × 島崎 ・黒部 ・高橋 ・竹縄 事務局：三尾、野口		
議 題	議 事・決 定 事 項		
1. 苦情解決業務 について	前回の委員会 (4/8) 以降の対応件数は 10 件。 前月同様、増加傾向にある。 2008 年度下半期 (1/5 ~ 3/31) の実施報告書を日事連へ提出した。 相談受付件数 22 件 (内、面談による相談は 10 件) 面談による対応分については別途経費を日事連へ請求した。 (@12,000 × 10 件 = 120,000 円) 6 月までは現在の委員で行う。		
2. 次年度の委員 会活動につ いて	各ブロックからの推薦に加えて 2 名を増員し少なくとも 10 名にする予定。 増員する 2 名については 5/27 の総会までに人選をして、事前に支部長を通して推薦をしておいてもらうように。		
3. 調査・朽廃研 修会につい て	【開催日】 平成 21 年 7 月 23 日 (木) 受付 13:00 ~ 開講 13:30 ~ 【場所】 横浜情報文化センター 情文ホール (決定) 【その他】 ・受講申込書は 6 月号の会報発送時に同封。 ・受講申込者増につなげるため、他団体にも (建築士会、横浜弁護士会や各消費生活センターなど) に申込書を配布すること。 ・申込書内に当協会ポイント対象講習会である旨も明記すること。		
4. その他	・憲章や規程等を常に会員に周知するために、会員手帳のようなものを日事連に作成依頼してみてもどうか。 ・年に数回、欠陥住宅被害全国連絡協議会から本会宛に送られてくる広報誌「ふぉあ・すまいる」については、毎号きちんとファイリングをして、書棚に置くように。 ・平塚市消費生活センターから要請のあった「住宅に関する苦情の斡旋解決方法」については地元の平塚支部にて対応する。		
次回委員会開催日 6 月 17 日 (水) 15:00 ~			